

各 業 者 殿

入 札 等 説 明 書

本工事について、ご注意いただきたいことは、次のとおりです。

工事名	氷室町314号線ほか道路整備工事
(1)施工上の注意事項	・関係法令を遵守し施工すること。 ・本工事は、大阪府土木工事共通仕様書に基づき施工すること。 ・建設副産物適正処理推進要綱による処理を徹底すること。 ・歩行者等の安全確保を行うこと。 ・工事のお知らせは、配布前に市監督員の承諾を得ること。 ・商店、駐車場等前の施工は、営業者等と施工日等の調整後着手すること。 ・建設機械等は日々の作業終了後、路上に放置しないこと。 ・既設境界鉄等は、土地所有者立会のもと保存し、復旧すること。また、鉄等は、スケール等を当てて写真撮影等を行い、記録しておくこと。 ・施工前に民地構造物等の破損等が有れば、土地所有者立会のもと写真撮影等を行い、記録しておくこと。 ・工事着手前に現地確認し設計書と相違ないか確認すること。
(2)見積上の注意事項	(積算に関する事項) ・積算は、「令和7年度土木工事積算基準」等を適用している。 ・労務単価は「令和8年3月公表単価」等を適用している。 ・単価適用年月日は、「令和8年6月」等である。 ・施工地域区分は「市街地(1)－3」である。 ・工種区分は「道路改良工事」である。 ・消費税は10%である。 ・本工事については、当初契約の積算において、契約保証に要する費用(金銭的保証)を見込んでいる。 (その他の事項) ・建設機械等の日々の回送(掘削機、空気圧縮機等の路上放置禁止) ・交通誘導員は、安全を確保できる配置を見込むこと。
(3)その他必要事項	・本市が推進している環境への配慮計画に積極的に取組むこと。 ・初回協議では、監督員から文書による改善指示の説明を受けること。 ・落札者決定後、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。